

建設資材等の使用要領

第1 趣旨

この要領は、農林水産部及び土木部が所管する公共工事において、使用する砕石及び再生砕石（再生砕石については、岡山県エコ製品に限る。）（以下「建設資材等」という。）の取扱いを定める。

第2 使用することができる建設資材等

- ① 共通仕様書に示す規格に適合したもの。
- ② 上記以外の場合、設計図書で示した品質規格に適合するもの。

第3 建設資材等の使用承諾願の提出及び方法

① 使用承諾願の提出

請負者は、建設資材等を使用する場合には、工事毎に発注者である県民局建設部長（以下「建設部長」という。）又は県民局農林水産事業部長（以下「農林水産事業部長」という。）あてに使用承諾願（様式施一4）を提出し、承諾を受けるものとする。

なお、承諾を得た建設資材等の変更などを行う場合には、すみやかに発注者である建設部長又は農林水産事業部長に報告協議すること。

② 使用承諾の方法

請負者は、提出する承諾願に建設資材等の品質確認の試験結果を添付すること。試験結果については、公的機関で行ったもので、使用承諾願提出時の1年以内のものであること。

第4 建設資材等の事前承認

建設資材等を製造する工場は、その工場で製造される建設資材等の品質確認の試験成績表等を添付した事前承認願（様式1号）をあらかじめ建設部長あてに提出し、承認を受けることができる。

① 事前承認願の提出

建設資材等を製造する工場は、それぞれ事前承認を受けようとする建設部長あてに事前承認願を提出し、承認を受けるものとする。

なお、承認を得た資材の品質に変更を生じる事項が発生した場合には速やかに建設部長及び農林水産事業部長に報告協議すること。

② 事前承認の方法

建設資材等を製造する工場から提出された事前承認願を建設部長は農林水産事業部長にも回覧し、建設部長及び農林水産事業部長の連名で事前承認通知を行うこと。

- ③ 事前承認の時期
毎年9月1日から1年間とする。
- ④ 事前承認を受ける建設資材等の品質確認試験については、県職員の現場立会の下で資材採取したのものをもって行うものとする。
- ⑤ 再生資材を事前承認する場合には、再生品の使用割合がわかる資料の提出を求める。また、岡山県エコ製品に認定された資材を事前承認する場合には、その認定品との整合性が確認出来る資料（認定証の写し等）を添付させること。

第5 建設資材等の使用報告

請負者は、第4で事前承認を受けたものについて、工事毎の使用に当たっては建設資材等使用報告（様式2号）（以下「使用報告」という。）で足りる。使用報告を提出した場合には、品質確認のための試験成績表の添付を不要とすることができる。なお、事前承認を受けた県民局以外の県民局管内で建設資材等を使用する場合には、その事前承認の写しを添付すること。

第6 建設資材等の使用承諾及び使用報告を必要としないもの

次の小工事については、使用承諾及び使用報告を省略することができる。

- ① 建設部等で買取方式により積算される修繕工事等。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(様式 1 号) 要領第 4

建設資材等の事前承認について

年 月 日

〇〇県民局
建設部長
農林水産事業部長 } 殿

住 所
氏 名

印

当会社において生産される建設資材等の品質については別添のとおりでありますので管内各種工事の使用方をお願いします。

資材名 :

規格等 :

上記について願出のとおり承認する。

年 月 日

〇〇県民局
建設部長 印
農林水産事業部長 印

(様式 2 号) 要領第 5

建設資材等使用報告書 (砕石等)

年 月 日

〇〇県民局

建設部長 殿

または 農林水産事業部長 殿

請負者 住 所
会 社 名
現場代理人

印

1 工 事 名

2 工 事 番 号

3 路 線 名

4 工 事 場 所

5 請 負 金 額

年 月 日に請負を締結いたしました、上記工事について下記のとおり使用するのを報告します。

1 プラント名

2 砕石等の種類

砕石等の種類	修正CBR (%)	塑性指数	最大乾燥密度 (g/cm ³)	使用数量 (t)